

市営住宅 応募の手引き (令和7年度)

1. 市営住宅は、収入が比較的 low、住宅に困っている方々のための公的な賃貸住宅です。
2. 公募は、6月・9月・12月・3月の年4回の予定です。
3. 公募している住宅は別紙の「定期募集住宅一覧(募集月ごとに更新)」をご覧ください。
4. お申し込みは郵送のみ有効です。(郵便消印日に注意願います)
5. 申込者が多数の場合、抽選のうえ、仮当選者を決定いたします。
6. 入居契約時に、連帯保証人(所得のある方)が1名必要となります。
7. 入居契約時に、敷金(家賃3か月分の額)等を納めていただきます。
8. 市営三日町住宅(募集住戸がある場合)にお申し込みの方は入居資格が異なります。別紙の「市営三日町住宅入居資格条件」をご確認ください。
9. 市営面瀬住宅(募集住戸がある場合)にお申し込みの方は入居資格・申込用紙等が異なります。別冊の「市営面瀬住宅入居者募集のご案内」をご覧ください。

◆主な募集スケジュール(変更になる場合があります)

募集月	定期募集住宅一覧表等の配布	申込受付期間 (最終日の郵便消印有効)	抽 選 日	入居可能日
6月	令和7年6月1日	令和7年6月1日~12日	令和7年6月下旬	令和7年7月下旬
9月	令和7年9月1日	令和7年9月1日~12日	令和7年9月下旬	令和7年10月下旬
12月	令和7年12月1日	令和7年12月1日~12日	令和7年12月下旬	令和8年1月下旬
3月	令和8年3月1日	令和8年3月1日~12日	令和8年3月下旬	令和8年4月下旬

(抽選会場・時間につきましては募集住宅一覧をご確認ください)



目 次	ページ
■ 申込みから入居までの流れ	1ページ
■ 申込みの手順について	3ページ
■ 申込資格 確認フローチャート	4ページ
■ 申込資格 (所得基準・所得算定方法)	5ページ
■ 資格要件 (特殊事情)	11ページ
■ 抽選に際しての優遇措置	13ページ
■ 申込用紙の記入例	14ページ

定期募集案内書の配布場所

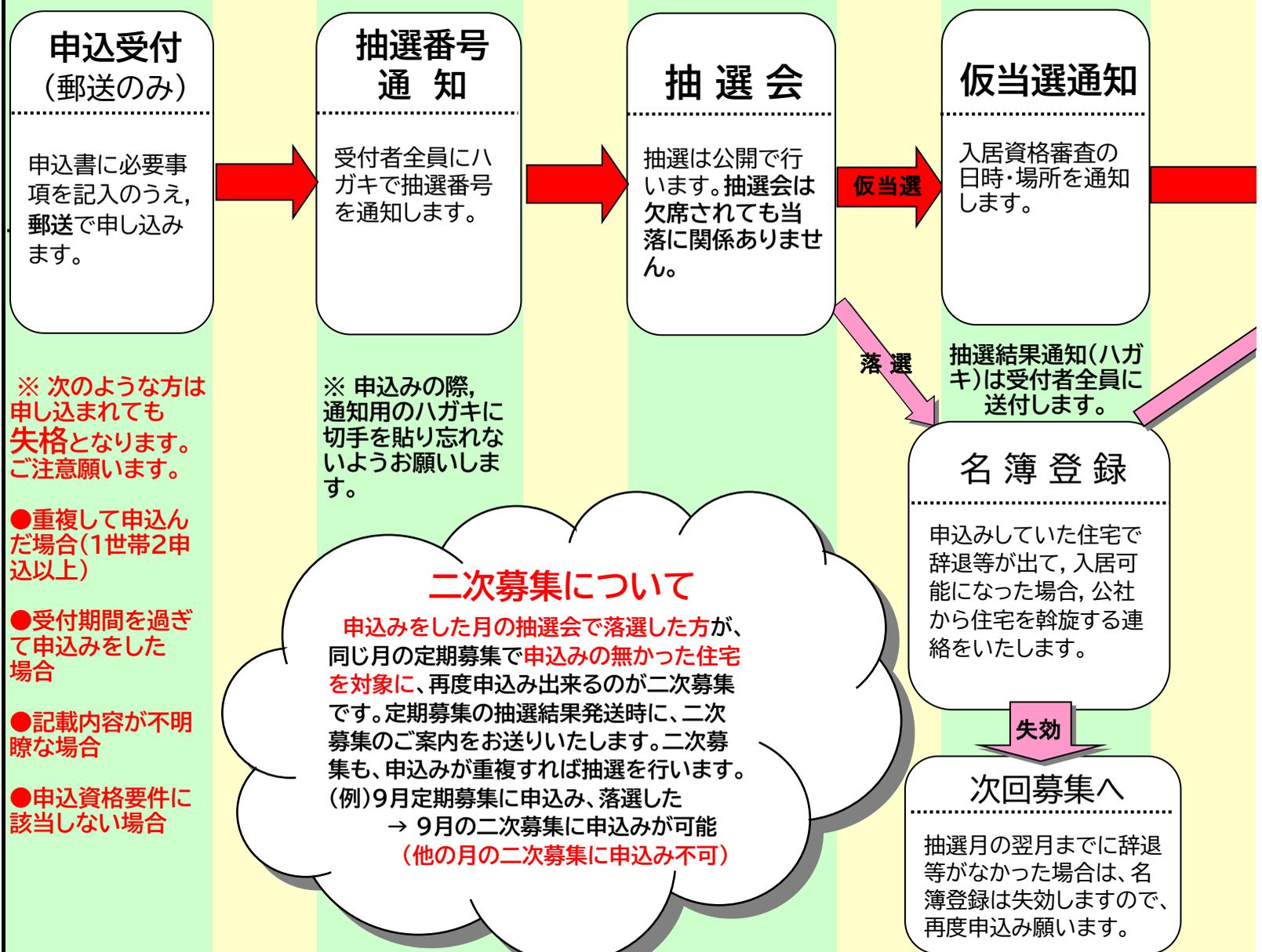
- 宮城県住宅供給公社 本社 (仙台市青葉区上杉一丁目1番20号)
- 宮城県住宅供給公社 東部支社
- 宮城県住宅供給公社 気仙沼出張所(市役所東庁舎内)
- 唐桑総合支所 地域振興課 / 本吉総合支所 地域振興課

各募集期間中の土日祝日は、宮城県住宅供給公社(本社)で配布しております。

【お問合せ先】
 〒986-0812
 石巻市東中里一丁目11番2号
 宮城県住宅供給公社 東部支社(募集班)
 (0225)85-0296

申込みから入居までの流れ (月日につきましては、予定日を記載しております。)

1 申込みから抽選まで



受付期間	発送日	抽選日	発送日
6月1日～12日	6月中旬	6月下旬	6月下旬
9月1日～12日	9月中旬	9月下旬	9月下旬
12月1日～12日	12月中旬	12月下旬	12月下旬
3月1日～12日	3月中旬	3月下旬	3月下旬

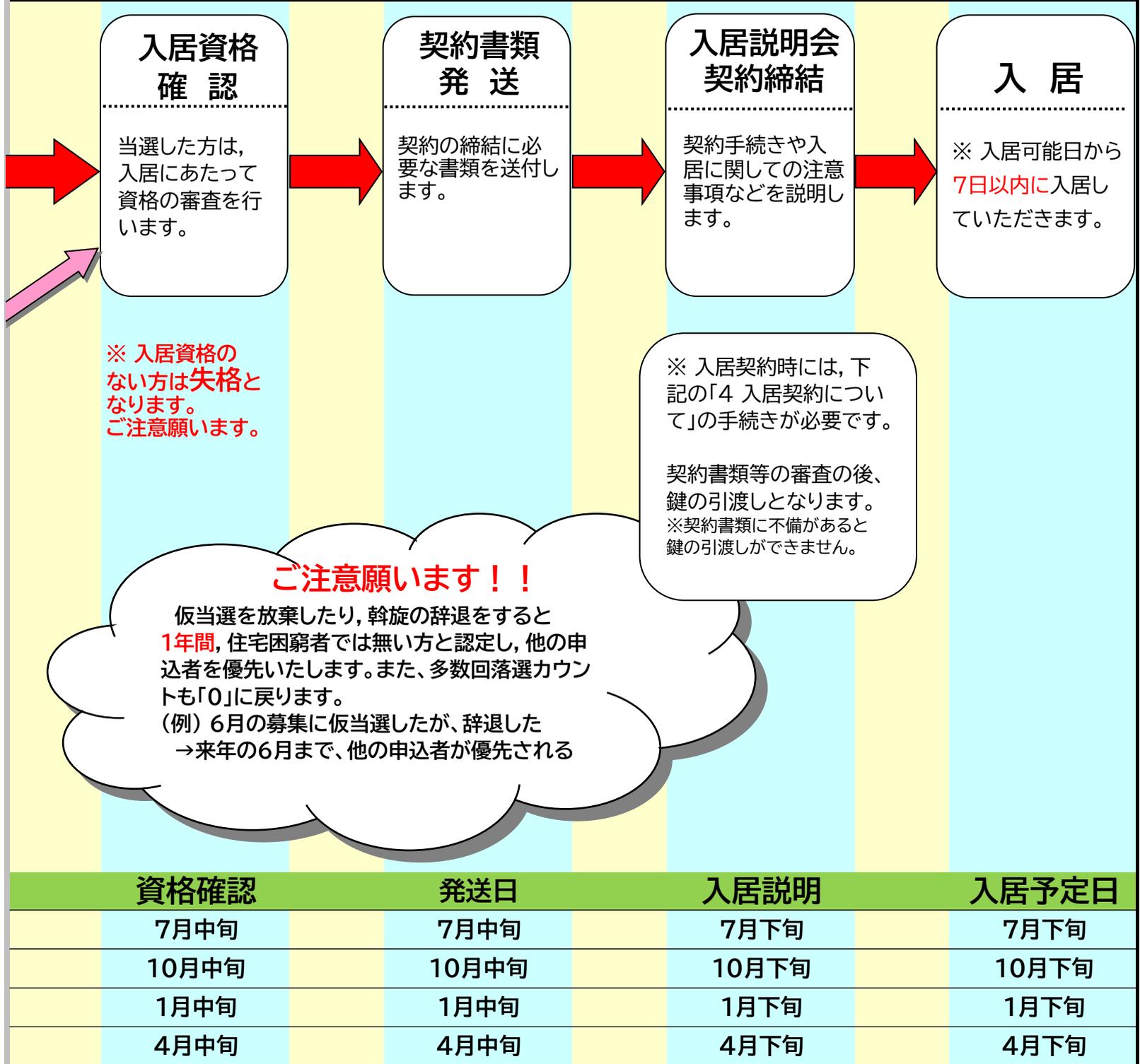
3 公営住宅に入居するにあたって

次のような重大なルール及びマナー違反に該当する方は、退去事由となります。

- 家賃の滞納
- 迷惑駐車
- 動物飼育・餌付け
- 騒音

※一部ペット共生住宅を除く

2 仮当選から入居まで



4 入居契約について

入居契約時には次の手続きが必要となります。

(1) 連帯保証人(所得のある方)が1名必要です。

(2) 敷金(家賃の3か月分)と入居月の日割家賃の納入が必要です。

※ 敷金の納入は契約前までに納入していただくことになります。

※ 入居可能日から日割家賃が発生します。また入居可能日を変更することはできません。

申込みの手順について

1. あなたの家族構成(申込世帯の状況)を確認します。



2. 4ページの「資格要件フローチャート(あなたは資格要件を満たしていますか?)」において、あなたの「申込世帯の状況」が申込資格要件の範囲内か確認します。



3. 11ページの「市営住宅の資格要件(特殊な事情等がある場合)」において、あなたの「申込世帯の状況」が申込資格要件の範囲内か確認します。



4. 6ページからの「月額所得の算出について」をご覧になり、あなたの月額所得が所得基準額の範囲内かどうか確認します。



5. 申込みする住宅は、別紙の「定期募集住宅一覧」から選びます。
(募集していない住宅に申込みをされた場合は、失格となります。)

1世帯1住宅のみ
の申込みです。



6. 確認後、申込みできる方は、同封の「市営住宅申込用紙」を準備します。



7. 14ページの「住宅申込用紙記入例」をご覧になり黒のボールペンで丁寧に記入します。



8. あなたの世帯が「抽選に際しての優遇措置」に該当するか13ページで確認します。(該当する場合は、必ず申込用紙に○を付けてください。)

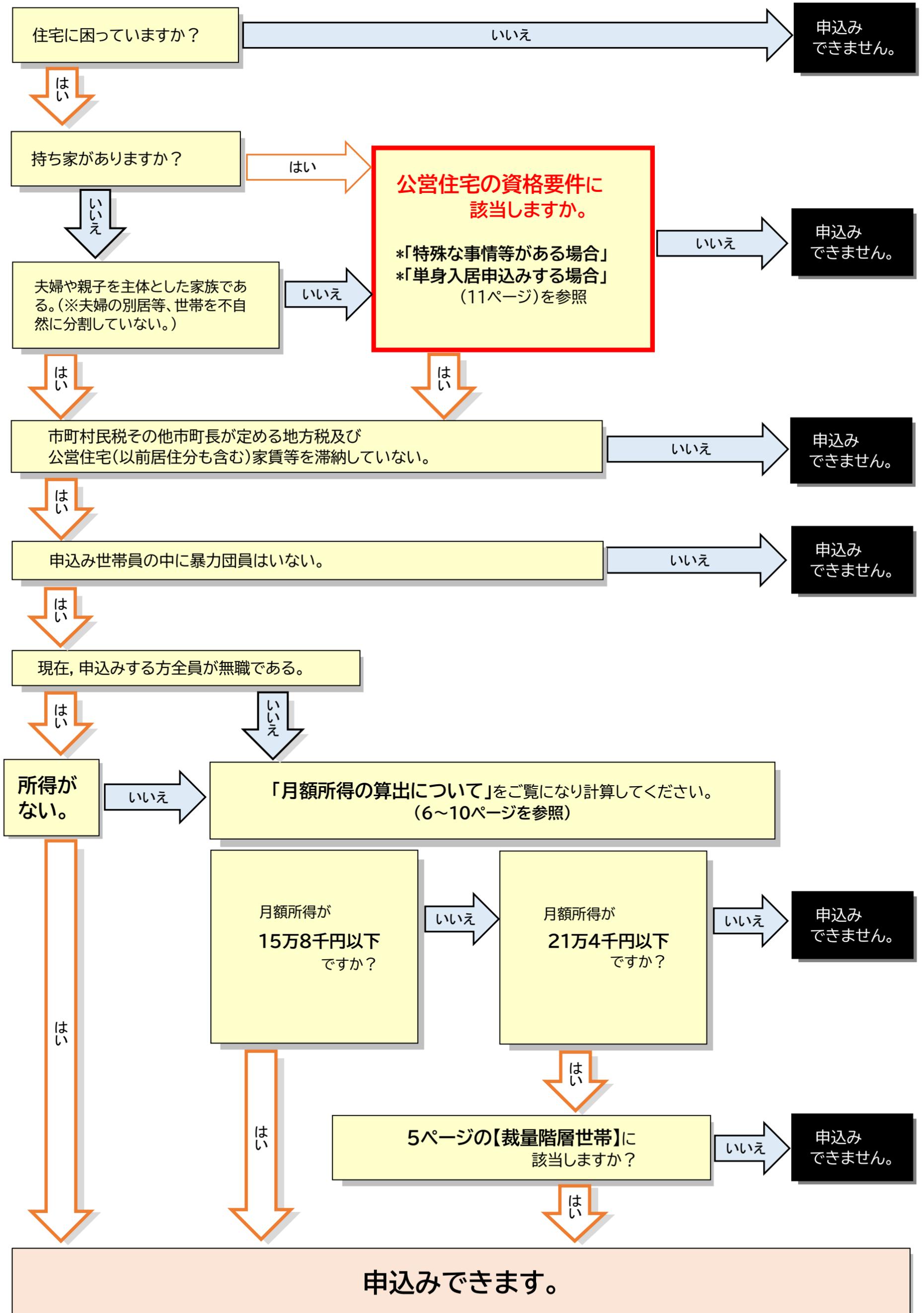


9. 受取用の郵便ハガキ(2枚)に受取先の住所・氏名を記入し、85円切手をそれぞれに貼ります。



10. 受付期間中に申込用紙を専用封筒に入れ140円切手を貼って郵送します。

資格要件フローチャート（あなたは資格要件を満たしていますか？）



公営住宅の資格(所得基準)確認

※注意
 ①市営三日町住宅の申込み資格は一般市営住宅と異なります。別紙「市営三日町住宅入居資格条件」をご確認ください。
 ②市営面瀬住宅の申込み資格は異なります。別封筒の「市営面瀬住宅入居者募集のご案内」をご確認ください。

公営住宅に申込みをする場合には、
 「直近年の控除後の月額所得が**15万8千円以下**」
 でなければ申込みできません。

控除後の月額所得は、
 6～10ページの
 「月額所得の算出」
 で計算します。

しかし、裁量階層世帯の場合は「入居所得基準額」が
 緩和されます。

裁量階層世帯・・・次の世帯については、**21万4千円以下**で申込みできます。

1 高齢者世帯

- (1) 満60歳以上の単身の方
- (2) 満60歳以上の方で構成された世帯
 (18歳未満の方を含んでも良い)

2 子育て世帯

- (1) 小学校就学前の子供がいる世帯

3 障害のある方等を含む世帯

- (1) 障害のある方がいる世帯
 - ① 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方
 - ② 精神障害者保健福祉手帳(1・2・3級)の交付を受けている方
 - ③ 療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方
- (2) その他
 - ① 戦傷病者 ② 原子爆弾被爆者 ③ 5年以内の引揚者 ④ ハンセン病療養所入所者



収入分位と家賃のランク・・・公営住宅の家賃は月額所得に応じて決定されます。

階層	月額所得(通常の公営住宅)		収入分位	家賃 ランク
	0円	～		
一般階層 (裁量階層 以外の世帯)	0円	～ 104,000円	1	A
	104,001円	～ 123,000円	2	B
	123,001円	～ 139,000円	3	C
	139,001円	～ 158,000円	4	D
裁量階層	158,001円	～ 186,000円	5	E
	186,001円	～ 214,000円	6	F

月額所得の算出について

入居申込みをする場合の対象となる月額所得は、入居する方全員の一年間の所得(賞与を含む)の合計から公営住宅法上の控除を行った額を12ヶ月で割ることにより得られます。
あなたの世帯の現在の収入を確認し、以下のStep1からStep3の月額所得計算方法により計算してください。

Step1 入居世帯の所得(年額)を計算する。

給与収入の方	給料・俸給・賃金・賞与等の支給された金額(残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。)
年金収入の方	厚生年金・共済年金・国民年金等の課税対象となる年金又は恩給の支給された金額
事業収入等の方 (給与・年金以外)	事業所得・配当所得・不動産所得等の所得(収入から必要経費を差し引いたもの。) 保険の外交・個人(企業)年金の給付金など
注意!! 計算の対象と ならない収入	<ol style="list-style-type: none"> 遺族年金・障害年金・生活保護の各扶助費・非課税の通勤手当額・求職者給付金(失業保険) 児童扶養手当・子ども手当などの課税対象とならない収入 入居契約日前までに退職する場合の収入 入居資格審査日の時点で、支給額が1か月に満たない収入は「0円」とみなします。

計算してみましょう。
(7~10ページを
ご覧ください。)

	給与収入の方	年金収入の方	事業収入等の方 (給与・年金以外)	合計
申込者本人の所得	円	円	円	円
同居親族(A)さんの所得	円	円	円	円
同居親族(B)さんの所得	円	円	円	円
同居親族(C)さんの所得	円	円	円	円
合計	円	円	円	① 円

Step2 控除額(世帯の状況)を計算する。

控除の種類	控除の内容	控除する金額
1人につき		
a 親族控除	同居する親族(申込本人は除く)及び遠隔地扶養親族	38万円 × ()人 = 円
親族控除のほかに1人につき		
b 特定扶養親族控除	扶養親族(配偶者は除く)及び遠隔地扶養親族のうち満16歳以上23歳未満の方	25万円 × ()人 = 円
c 障害者控除	障害者手帳(身体・精神・療育)の交付がされている方がいる場合 ※特別障害者控除対象者を除く	27万円 × ()人 = 円
d 特別障害者控除	重度の障害のある方がいる場合 (身体1・2級, 精神1級, 療育A判定)	40万円 × ()人 = 円
e ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない一定の方 ^{※1} で、生計を一人にする子 ^{※2} がいる方で、合計所得金額が500万円以下である方 ※1 配偶者の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。 ※2 この場合の子は、合計所得金額が一定金額以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます(子の年齢に制限はありません)。	35万円 × ()人 = 円 ※「h 振替基礎控除」を控除後の所得が35万円未満のときはその金額
f 寡婦控除	次の①または②のいずれかに当てはまる方で、ひとり親控除の対象ではない方 ① 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の方 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方 ^{※1} で、合計所得金額が500万円以下の方 ※1 夫の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。	27万円 × ()人 = 円 ※「h 振替基礎控除」を控除後の所得が27万円未満のときはその金額
g 老人扶養控除 老人配偶者控除	満70歳以上の同一生計配偶者あるいは扶養親族がいる場合	10万円 × ()人 = 円
h 振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得(給与所得等)を有する方	10万円 × ()人 = 円 ※ 給与所得等が10万円未満のときはその金額
合計 (a+b+c+d+e+f+g+h)		② 円

Step3 月額所得を計算する。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯所得の合計} \\ \hline \text{①} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額の合計} \\ \hline \text{②} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12\text{ヶ月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額所得} \\ \hline \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

所得の計算方法

給与収入の方

●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか？

現在の勤務先に 令和5年12月以前に就職し、現在まで勤務している場合

現在の勤務先に 令和6年1月以後に就職し、現在まで勤務している場合

●勤務先発行の令和6年分源泉徴収票

① 令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	
		(役職名)	
		氏名 (フリガナ)	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	源泉徴収税額
	円	円	円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数
有 無	円	人	人
老人		老人	その他
		人	人
		人	人
			障害者の数 (本人を除く。)
			特別
			その他
			人
			非居住者である者の数
			人

円 (1年間の所得)

→ 6ページ所得へ(給与収入の方)

●市町村発行の令和6年分総所得額を記載してある証明書(②③いずれかで確認してください)

② 令和7年度(令和6年分)市・県民税課税証明書

住所 氏名							
賦課年度	令和7年度(令和6年分)	雑損控除額	円	市民税	所得割額	円	
所得	給与	収入金額	*****円	医療費控除額	円	均等割額	円
		所得金額	*****円	社会保険料控除額	円	所得割額	円
	公的年金等	収入金額	円	小規模企業共済等掛金控除額	円	均等割額	円
		所得金額	円	生命保険料控除額	円	年税額	円
			円	地震保険料控除額	円	扶養人数	人

円 (1年間の所得)

→ 6ページ所得へ(給与収入の方)

③ 令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①	課税標準	総所得③
	給与所得(調整控除後)				山林所得
	その他の所得計				分離短期譲渡
					分離長期譲渡
					株式等の譲渡
					上場株式等の配当
					先物取引
所得控除	雑損	障・寡・ひ・働			
	医療費	配偶者			
	社会保険料	配偶者特別			
	小規模企業共済	扶養			
	生命保険料	基礎			
	地震保険料	所得控除合計②			

円 (1年間の所得)

→ 6ページ所得へ(給与収入の方)

事業収入の方

●現在の事業をいつから始めましたか？

令和5年12月以前から
事業を始めた場合

令和6年1月以後に
事業を始めた場合

● 令和6年分の所得税の確定申告の控え

所得金額	事業等	①																		
	農業	②																		
	不動産	③																		
	利子	④																		
	配当	⑤																		
	給与	⑥																		
	雑	⑦																		
	総合譲渡・一時 の+(⊖+⊕)×1/2	⑧																		
	合計	⑨		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

円 (1年間の所得)

● 収支明細書(事業所得者用)

☆収支明細書は、募集月の前月までの12か月間(12か月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間)について自分で記入します。

ここに注意

- ・実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
- ・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限りです。
- ・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

- ・金額のなかで、1か月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・事業を開始した日が最近で、まだ1か月分に満たない場合は0円として計算してください。
- ・1年間の所得で1円未満は切捨ててください。

この用紙は仮当選後申込者に郵送します。

収支明細書
(事業所得者用)

1 事業及び事業内容	
2 事業所の所在地	
3 事業開始年月日	年 月 日

〔月別収支内訳〕

月	収入の部		支出の部		差引純利益 (イーロ)
	計(イ)		計(ロ)		
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
※月					
計					*****

※募集の前月が最後の月になります。

記入してある月数です。

円 ÷ 月数 か月 × 12か月 → 円 (1年間の所得)

6ページ所得へ(事業収入の方)

年金収入(非課税)の方

① 障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません。 (収入として扱いません。)
② 遺族の名称のつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③ 母子の名称のつく次の年金 母子年金・準母子年金	
④ そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

国民年金・厚生年金・共済年金・恩給を支給されている方

令和5年12月以前から支給されている方

令和6年1月以後から支給されている方

● 公的年金等の源泉徴収票

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を 受ける 氏名	住所又は 居所	
種類	支払金額	源泉徴収額
年金	円	円
扶養親族の 申告書の提出 有 無	特別 障害者	その他の 障害者
扶養親族の数	障害者の数 (本人以外)	社会保険料の金額 (介護保険料額)
特定 老人	その他	特別 その他
人	人	人
0	0	0
支払を受ける者の年金の種類		支払を受ける者の生年月日

2か月に1度の支給金額×6

● 所得算出表

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額(A)	所得金額になおす計算式
年齢65歳以上の方	110万円以下	0円
	1,100,001円以上～330万円未満	(A) - 110万円
	330万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5,000円
年齢65歳未満の方	60万円以下	0円
	600,001円以上～130万円未満	(A) - 60万円
	130万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5,000円

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

(1年間の所得)

円

6ページ所得へ(年金収入の方)

市営住宅の資格要件（特殊な事情等がある場合）

* 申込日現在, 特殊な事情等がある場合の申込み要件 *

- 1 現在持ち家を所有している場合
資格確認時に現在の持ち家の所有者ではないことを証明書類(売買契約書や登記簿謄本等)にて、確認できる場合に申込みできます。
※仮当選した場合、契約日までに持ち家の所有者ではないことの証明書類を提出できない場合は契約できません。(同居予定者も同じ)
- 2 結婚予定の方が申込みをする場合
入居契約日前までに婚約者の方と「入籍」できる方は申込みできます。
- 3 内縁の夫または妻と申込みをする場合
事実婚の状況を確認し、必要に応じて書類を提出していただきますので、事前に公社へお問合せください。
- 4 離婚予定の方が申込みをする場合
資格確認日前までに次のいずれかの証明書類を提出できる方は**申込み**できます。
(1) 戸籍謄本(離婚が確定している場合)
(2) 裁判所発行の「事件係属証明書」(離婚訴訟等の場合)
(3) 弁護士が発行する離婚協議中の証明書
※仮当選した場合、契約日までに離婚の記載のある戸籍謄本を提出できない場合は契約できません。
- 5 18歳未満で申込みをする場合
申込みには親権者等の同意が必要となりますので、事前に公社へお問合せください。
- 6 兄弟姉妹だけで申込みをする場合
申込みできます。
- 7 現在、無職の方が申込みをする場合
申込みできます。
- 8 他県に住んでいる方が申込みをする場合
申込みできます。
(申込用紙等の送付希望の方は、ご自身宛の「320円切手を貼付した角2判封筒(申込用紙等送付用)」と連絡先記載のメモ(用紙の形式は不問)を封筒に同封のうえ、東部支社へ送付ください。)
- 9 現在公営住宅に住んでいる方が申込みをする場合
原則として公営住宅から公営住宅への申込みは**できません**が、次のいずれかに該当にする場合、申込みできますので、事前に公社へお問合せください。
・子の結婚等のために住宅が必要となった場合
・現居住地から通院や通勤(通学は除く)に1時間30分以上要するか、又は50km以上の距離がある場合
・出生や養子縁組、または離別等に伴う同居人の転出により、入居当初と比べて著しく世帯構成に変動が生じた場合。
- 10 単身で申込みをする場合
下記項目のいずれかに該当する場合、申込みできます。
・申込時点で満60才以上の方
・身体障害者手帳の交付を受けている方で障害の程度が1級から4級までの方
・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で障害の程度が1級から3級までの方
・療育手帳(AまたはB判定)の交付を受けている方
・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特別項症から第6項症までまたは第1款症の方
・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方
・生活保護を受けている方
・海外からの引揚者で引揚後5年未満の方
・ハンセン病療養所入所者等の方
・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定するDV被害者
- 11 パートナーシップ制度対象者の方が申込みをする場合
パートナーシップ制度の対象者(性的マイノリティなどのカップル)が申込みをする場合、関係を証する書類を提出していただきますので、事前に公社へお問合せください。

ご確認ください

1 民法改正に伴う連帯保証人の極度額について

民法(令和2年4月1日施行)では、連帯保証人へ極度額(保証の上限額)が設定されております。

このため、市営住宅においても、令和2年4月1日以降に入居する際は、**連帯保証人へ極度額が設定されており極度額50万円の範囲内**で、入居の契約から発生する債務不履行(家賃の未払いなど)を、入居者に代わって履行する責任を負うこととなります。

2 退去時の原状回復義務には、通常損耗分等も含む項目があります

民法(令和2年4月1日施行)では、入居者(賃借人)の原状回復義務から、通常の使用による損耗と経年変化が除かれることについて明記されました。

市営住宅においては、畳、襖、障子等について、これまでどおり市営住宅条例に基づき、日常生活による汚損や破損(通常損耗)及び時間の経過による消耗(経年変化)についても、入居者の方にご負担いただきます。また、退去時も同様に、**修繕費をご負担**いただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

3 高額所得者の明渡し義務について

市営住宅に5年以上入居し、連続した2年間の所得(政令月収)が**313,000円を超える**場合は高額所得者に認定され、気仙沼市営住宅条例第30条第5項の規定に基づき市営住宅の**明渡し義務**が生じます。(市営面瀬住宅を除く。)

4 入居承継について

市営住宅の入居後に名義人が死亡又は退去した場合に入居承継できるのは、**その時点で1年以上同居していた次の方**に限りです。

- ① 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻予約者を含む。)
- ② **高齢者、障害者等**で特に居住の安定を図る必要がある方

5 同居親族の異動について

市営住宅の入居後に同居親族に異動が生じた場合(出生・死亡・転入・転出等)、**異動する前に宮城県住宅供給公社に報告**してください(死亡は除く)。宮城県住宅供給公社の承認が無い状況で同居すると不正入居となり、月額所得に関係なく高額な家賃請求となる場合があります。

6 動物飼育について

原則として市営住宅では、**動物飼育は出来ません**。飼育する場合は、重大なルール及びマナー違反となり退去していただくこととなります。

抽選に際しての優遇措置(当選率の引き上げ)について

【特に居住の安定を図る必要がある世帯に対する優遇措置】

次の優遇対象世帯に対しては、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。
(優遇対象世帯の項目に複数該当されても、抽選番号は2つになります。)

ただし、申込用紙の抽選優遇資格確認欄に丸印がない場合は、優遇措置を受けられません。

世帯区分	要件	備考	
優 遇 対 象 世 帯	ひとり親世帯	戸籍上配偶者がなく、現に20歳未満の子を扶養している世帯(児童扶養手当証書又は、母子父子医療費受給者証あり。手続き中の場合は該当しない。)	該当される方は、申込用紙の抽選優遇資格確認欄の該当する箇所を○で囲んでください。
	障害者世帯	身体障害者手帳(1～4級)・精神障害者保健福祉手帳(1～3級)・療育手帳(AまたはB判定)の交付を受けている方を含む世帯	
	高齢者世帯	60歳以上の方のみで構成される世帯 (ただし、60歳未満の配偶者、または18歳未満の方を含んでもよい。)	
	生活保護受給世帯	申込日現在、生活保護を受給している世帯	
	子育て世帯	小学校就学前の子がいる世帯	
	配偶者等からの暴力被害者	配偶者等からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後5年を経過していない方、 又は、裁判所で保護命令を受けた被害者で、保護命令がだされてから5年を経過していない方	
	犯罪被害者等	犯罪により従前の住宅に居住することが困難になったことが明らかで、次のいずれかに該当することが客観的に証明される方 ・犯罪により収入が減少し生活維持が困難となった方 ・現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために該当住宅に居住し続けることが困難となった方	
戦傷病者等世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方(特別項症～第6項症、または第1款症)、ハンセン病療養所へ入所されている方、原子爆弾被爆者、5年未満の引揚者		

【多数回落選世帯への優遇措置】

同一申込者で定期募集の抽選時、1年以内に3回以上落選している世帯には、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。(同一世帯でも申込者が違う場合は、落選回数を合計できません。)
落選した抽選結果通知書は、多数回落選優遇措置を受けるときに必要となりますので、大切に保管してください。
(※申込用紙に「落選したハガキのコピー」の添付が無い時や枚数が不足している場合には、優遇が受けられません。
なお、落選したハガキの原本は資格確認時に提出いただきます。原本の提出が無いとき、または提出枚数が不足しているときは、多数回落選優遇抽選番号での当選は無効となります。)

落選された方の名簿登録

抽選で落選した方を名簿登録します。
* 登録順位は仮当選番号の次の番号から連番で番号を付します。
* 登録の有効期限は抽選月の翌月末日までとなります。
名簿登録の方につきましては、仮当選の方が辞退した場合に名簿順に斡旋を行います。

連番制による抽選方式

名簿登録を行うため、連番制による抽選方式としています。
【募集戸数1戸に対し申込者が7名(抽選番号①②③④⑤⑥⑦)の場合】
抽選により出玉⑦がでた場合、仮当選者は⑦となり、次に①の方が名簿登録1位となり、次に②③④⑤⑥の連番順で名簿登録します。

※赤枠の中のみ記入してください。

希望する受取先の郵便番号, 住所, 氏名を4か所にはっきりと記入してください。(現住所と違うところでも, かまいませんので, 郵便物が確実に届く場所を記入してください。)

9 8 6 - 0 8 1 5

石巻市中里〇〇丁目〇番〇〇号

△△アパート101号室

上杉様方

宮城 太郎

氏名

様

9 8 6 - 0 8 1 5

石巻市中里〇〇丁目〇番〇〇号

△△アパート101号室

上杉様方

宮城 太郎

氏名

様

85円切手を2枚必ず貼ってください。

『多数回落選者世帯に対する優遇措置』

1年以内に3回以上申込みを行い, 抽選の結果落選した方(名簿登録者で住宅を斡旋されなかった方)が対象となります。

仮当選や住宅の斡旋を辞退された方は, 多数回落選カウントが0に戻ります。

85円切手を貼ってください。

郵便はがき

9 8 6 0 8 1 5

85円切手を貼ってください。

郵便はがき

9 8 6 - 0 8 1 5

住所 石巻市中里〇〇丁目〇番〇〇号

△△アパート101号室

上杉様方

宮城 太郎

氏名

様

住所 石巻市中里〇〇丁目〇番〇〇号

△△アパート101号室

上杉様方

宮城 太郎

氏名

様

令和〇年〇月募集 抽選結果通知書

申込住宅名

鹿折

住宅

型式

3DK

階数

4階

公社受付印

抽選番号

(優遇)

(多落)

仮当選(階) 名簿登録

されましたのでお知らせいたします。

仮当選順位

名簿登録順位 (空き待ち)

令和〇年〇月募集 抽選番号票

申込住宅名

鹿折

住宅

型式

3DK

階数

4階

公社受付印

抽選番号

(優遇)

(多落)

※「優遇」もしくは「多落」世帯の方は抽選番号が2つになります。

※「優遇」で「多落」世帯の方は抽選番号が3つになります。